

令和5年11月17日

陳情第12号

国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情

国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情

【陳情趣旨】

やってもいない犯罪で有罪とされる「冤罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない最大の人権侵害です。このような冤罪被害者を救済するために裁判をやり直す制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、冤罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職權行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理の在り方に大きなばらつきが生じています。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くの事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害を救済するための大きな原動力となっています。

しかし、現行法では、そのような証拠を提出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられています。その結果、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、冤罪被害が救済されないこともあります。

また、一旦裁判所が再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う場合があり、冤罪被害者の速やかな救済が遅れる原因となっています。

現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の二段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。

したがって、再審請求手続において再審開始決定がされた場合には、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理をすべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立ては法改正によって制限されるべきであると考えます。

再審請求を行った方の中には、結果を知ることなく亡くなつた方もいますし、相当の高齢となる方もあります。このように、冤罪被害を申し出た方の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。冤罪被害者を救済するために再審法改正は必要なものであり、再審法は速やかに改正されるべきであると考えます。

以上の観点から、次の陳情項目が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出いただきますよう陳情いたします。

【陳情項目】

次のとおり、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求めるよう、国の関係機関に対し意見書を提出してください。

- 1 旧刑事訴訟法以来、実質的な改正が行われていない再審に関する規定を全面的に見直し、冤罪被害からの救済という再審制度の目的に即した手続規定を整備すること。
- 2 再審請求人または再審請求をしようとする者からの証拠開示請求の制度を設け、検察官に証拠の保存及び開示の義務があることを明文で規定すること。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを制限すること。

令和5年11月17日

小田原市議会議長

大川 裕 様

提出者

横浜市

神奈川県弁護士会

会長 島崎 友樹 

小田原市

神奈川県弁護士会県西支部

支部長 小室 充孝 